

国際日本文化研究センター寄贈資料の取扱いに関する申合せ

平成21年8月25日
研究資料委員会

国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）への寄贈資料の取扱いについて、以下のとおり申し合わせる。

（受入基準）

1. 寄贈資料の受入れは、日文研の資料収集方針に従って行うものとし、以下の基準による。

なお、受入れに関しては、他機関の紀要等定期的寄贈を除き、事前に研究資料委員会（以下「本委員会」という。）に諮るものとする。

- （1）日文研所蔵資料の叢書の欠本、雑誌の欠号補充に該当するもの。
- （2）日文研が収集している分野の関連資料の補充・充実に寄与すると認められるもの。
- （3）その他、本委員会が必要と認めたもの。

ただし、以下の寄贈資料については、受入れないことを原則とする。

- （1）別置を条件とするもの。
- （2）日文研所蔵資料と重複しているもの。
- （3）日文研図書利用規則（閲覧・貸出・複写等）に合致しないもの。
- （4）日文研在籍教員及び元在籍教員からの一括寄贈
- （5）文書史料

（受入手続き）

2. 寄贈の申入れがあった場合、仲介にあたる教職員は、情報管理施設長及び本委員会委員長と相談のうえ、寄贈者に責任を持って対処するものとする。

なお、受入れが可となった場合、個々の資料の取捨選択については、本委員会が委嘱した者が行うものとする。

（文書史料等の取扱い）

3. 本委員会において、研究上特に必要と認められた文書史料等については、紹介教職員が目録作成可能な状態（リストアップ）にまで整理した後、受入れるものとする。

（その他）

4. この申合せは平成21年8月25日から適用する。